

# 国立大学法人東京外国語大学全学点検・評価委員会規程

〔平成 29 年 3 月 21 日〕  
〔規則第 25 号〕

改正 令和 4 年 11 月 22 日規則第 109 号  
令和 5 年 3 月 22 日規則第 47 号

## (設置)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、全学点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目的)

第 2 条 委員会は、本学の活動に関するさまざまなデータを収集・管理・分析し、それに基づく全学的な点検・評価を行い、戦略的な大学運営の意思決定を支援すること並びに問題点の把握と改善を図ることを目的とする。

## (定義)

第 3 条 この規程において「組織等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 国立大学法人東京外国語大学組織規則に規定する組織
- (2) 国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程に規定するオフィス
- (3) 国立大学法人東京外国語大学事務組織規程に規定する事務組織

## (所掌事項)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学の諸活動に係る点検・評価に関すること。
- (2) 大学の点検・評価におけるデータの収集・管理・分析・提供に関すること。
- (3) 点検・評価活動の中で指摘された問題点の改善に関すること。
- (4) 改善状況の再点検に関すること。
- (5) 組織等で行う点検・評価活動に対する支援に関すること。
- (6) その他第 2 条の目的達成に必要な事項に関すること。

## (組織)

第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長の指名する理事又は副学長 1 名
- (2) 学長の指名する本学の教員 若干名
- (3) 総務企画部長
- (4) 総務企画課長
- (5) その他学長が指名する者

## (任期)

第6条 前条第2号及び第5号の委員の任期は、学長が任期等を指定した者を除き、2年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に、委員長を置き、第5条第1号に定める者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、審議結果について総合戦略会議に報告するものとする。

(データの収集)

第9条 委員長は、第4条各号に掲げる業務の必要に応じて、組織等の長にデータの提出を依頼することができる。

2 前項の規定により、データの提出を依頼された組織等の長は、原則として、提出しなければならない。

(データの利用の制限)

第10条 収集したデータは、委員会が特に必要と認める場合を除き、第4条各号に掲げる業務以外に用いてはならない。

(庶務)

第11条 委員会に関する庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 東京外国語大学点検・評価室規程（平成16年規則第104号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。